

県営住宅期限付入居権利者地位承継承認申請書

令和 年 月 日

(宛先) 埼玉県住宅供給公社理事長

県営住宅の名称 県営 住宅

住宅番号 号棟 号室

入居権利者氏名

電話番号（自宅） ()

電話番号（携帯） ()

下記のとおり埼玉県県営住宅条例第16条第2項の規定により県営住宅の入居権利者（期限付入居権利者）の地位を承継することについて承認を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

なお、入居権利者（期限付入居権利者）の地位を承継しようとする者（申請者）又は引き続き同居しようとする者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるときは、入居権利者（期限付入居権利者）の地位の承継の承認が受けられなくても異議ないことを誓約します。

当該地位承継の承認を受けた後に、入居者（申請者）又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約します。

暴力団員であるか否かの確認のため、警察本部長に照会されることに同意します。

記

入居権利者の地位を承継しようとする入居者（申請者）及び同居者

続柄	氏名	生年月日
本人		

○承継理由 ()

添付書類

- 1 名義人の死亡又は離婚等の事実を証する書類（戸籍謄本）
- 2 入居者と申請者との関係を証する書類（世帯全員の住民票で続柄の記載あるもの）
- 3 名義人の転出の事実を証する書類（住民票の除票又は転出先の住民票）。死亡の場合は不要
- 4 期限付き入居請け書
- 5 緊急時等連絡先の書類（本人確認書類）
- 6 その他事情に応じた書類

備考

収入のある名義人の死亡又は転出により家賃の減免を受けようとする場合、また、現在家賃減免を受けている方が引き続き家賃減免を受けようとする場合は、新たに家賃減免申請の手続きが必要になります。